

ご契約に関する重要事項説明

株式会社ルミナス電力
兵庫県姫路市呉服町 27 番地
小売電気事業者登録番号:A0889

契約種別:時間帯別プラン

1. 適用範囲

低圧で電気の供給を受け、電灯または小型機器を使用し、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

なお、この契約種別から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客様については、この契約種別を適用いたしません。

- (1) 電灯または小型機器の総容量が原則として 400 ボルトアンペアを超え、契約電力または契約設備電力の合計が原則として 50 キロワット未満であること。
- (2) 1需要場所において他の動力の契約種別とあわせて契約する場合は、契約電力または契約設備電力の合計が原則として 50 キロワット未満であること。

2. 供給条件および料金表の変更

- (1) 弊社は、電気需給約款(低圧)(以下「約款」といいます。)および料金表を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客様に変更後の内容をお知らせし、お客様から異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款および料金表によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、弊社は、変更された税率にもとづき、供給条件および料金表を変更いたします。この場合、契約満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件および料金表によります。
- (3) お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者等(以下「当該一般送配電事業者等」といいます。)が定める託送供給約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)の変更または関係する法令の制定もしくは改廃があった場合には、弊社は、変更後の託送約款等または関係する法令にもとづき、約款または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款および料金表によります。
- (4) (1)、(2)または(3)の場合、弊社は、約款および料金表の変更前は、供給条件および料金表の変更内容を、変更後は、約款および料金表の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、電気事業法第 2 条の 13 に定める書面(以下「契約締結前交付書面」といいます。)および電気委事業法第 2 条の 14 に定める書面(以下「契約締結後交付書面」といいます。)の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとみなさない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、契約締結前交付書面を交付することなく、弊社のホームページに掲載する方法によりお客様にお知らせいたします。この場合、契約締結後交付書面の交付もいたしません。

3. 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ約款および料金表を承認の上、弊社所定の様式によって申込みをして頂きます。但し、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、約款および料金表によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客様が弊社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ弊社が通知することがあります。
- (2) お客様は、あらかじめ次の事項を承諾するものといたします。
 - ・託送約款等における需要者に関する事項を遵守すること。
 - ・弊社が、電気の需給契約の締結に必要なお客様に関する事項のうち、当該一般送配電事業者等が接続供給のために必要とする事項について、当該一般送配電事業者等に提供すること。
 - ・当該一般送配電事業者等が、接続供給の実施に必要なお客様の情報を、弊社に対し提供すること。

4. 需給契約の成立および契約期間

- (1) 受給契約は、申込みを弊社が承諾したときに成立いたします。但し、当該一般送配電事業者等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、弊社は、需給契約の成立の日によって需給契約を解約することがあります。この場合には、その理由をお知らせいたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
 - ・契約期間は、需給契約の成立後、電気の供給開始日以降1年目の日までといたします。
 - ・契約期間満了に先立って、お客様または弊社のいずれからも解除の申出がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も 1 年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、弊社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、契約締結前交付書面を交付することなく、弊社のホームページに掲載する方法によりお客様にお知らせいたします。また、約款および料金表による契約の継続後は、新たな契約期間、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

5. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。但し、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとすることがあります。

6. 供給の開始

- (1) 弊社は、お客様の需給契約の申込みを承諾したときには、お客様と協議の上需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 弊社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、改めてお客様と協議の上、受給開始日を定めて電気を供給いたします。

7. 検針日

検針は、お客様毎に弊社があらかじめお知らせした日(当該一般送配電事業者等がお客様の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。)に、各月ごとに当該一般送配電事業者等が行います。

なお、弊社は当該一般送配電事業者等から受領した検針の結果を弊社の定める方法により、すみやかにお客様にお知らせいたします。

8. 料金の算定期間

料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。但し、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。また、需給契約に変更等があった場合の料金は、使用日数に応じて日割計算いたします。

9. 使用電力量の算定

料金の算定期間における使用電力量は、託送約款等に定める 30 分ごとの接続供給電力量を、料金の算定期間(但し、需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。)において合計した値といたします。なお、託送約款に定める記録型計量器以外で計量する場合の、30 分ごとの接続供給電力量は、料金算定期間に計量された接続供給電力量を均等に配分した値といたします。
また、計量器の故障によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等と弊社との協議によって定めます。

10. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定して頂きます。

11. 最大使用電力の算定

- (1) 料金の算定期間における最大使用電力は、(2)の場合を除き、託送約款等に定める 30 分ごとの接続供給電力量(30 分ごとに計量された電力量)を 2 倍した値の最大値といたします。
(2) 計量器の故障等により最大使用電力を正しく算定できなかった場合には、料金の算定期間における最大使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等と弊社との協議によって定めます。

12. 契約電力

各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。但し、料金表により新たに電気の供給を受ける前から引き続き当該一般送配電事業者等の供給設備を利用される場合には、料金表による電気の供給を受ける前の電気の供給は、契約電力の決定上、料金表によって受けた電気の供給とみなします。なお、託送約款等に定める記録型計量器以外の計量器で計量する場合の契約電力は、約款および料金表に準じて定めた値とすることがあります。

13. 料金

料金は、基本料金、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を合計したものといたします。

区分		単位	料金単価 (消費税等相当額を含む)
基本料金	最初の 10kW まで	1 契約	2,409 円 40 銭
	10kW をこえる 1kW につき	1kW につき	416 円 94 銭
電力量料金	デイトタイム(昼間時間)	1kWh につき	夏季 28 円 87 銭
			その他季 26 円 24 銭
	リビングタイム(生活時間)		22 円 80 銭
	ナイトタイム(夜間時間)		15 円 37 銭
燃料費調整額		燃料費調整額は燃料費調整単価と 1 ヶ月のご使用量を乗じたものといたします。燃料費調整単価は基準燃料価格(27,100 円/kl)と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき算定いたします。なお、燃料費調整単価は毎月変動し、上限値はありません。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。	
再生可能エネルギー発電促進賦課金		再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーの固定価格買取制度によって電力の買取に要した費用を、電気をご使用のお客さまに、電気のご使用量に応じてご負担いただくものです。詳しくは弊社ホームページをご確認ください。	

※「デイトタイム」とは平日午前 10 時～午後 5 時の時間をいいます。
※「リビングタイム」とは平日午前 7 時～午前 10 時及び午後 5 時～午後 11 時の時間ならびに休日扱いの午前 7 時～午後 11 時の時間をいいます。
なお、休日扱い日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日をいいます。
※「ナイトタイム」とは毎日午後 11 時～翌日午前 7 時の時間をいいます。
※「夏季」とは毎年7月1日～9月30日の期間をいい、その他の期間を「その他季」といいます。

※使用量が 0kWh の場合の基本料金は半額といたします。(ブレーカーが「入」の状態の場合、機器を使用されていない場合でも、待機電力等により電気が消費されることがあります。)

14. 料金その他の支払方法

料金については毎月、工事費負担金その他についてはその都度、弊社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いを弊社が指定した金融機関等を通じて行われる場合は、原則として次によります。

- (1) お客様が指定する口座から弊社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、弊社が指定した様式によりあらかじめ弊社に申し出ていただきます。
- (2) お客様が弊社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に、原則として毎月継続して料金を立替えさせる方法により弊社が指定した金融機関等を通じて払込により支払われる場合は、弊社が指定した様式によりあらかじめ弊社に申し出ていただきます。
- (3) お客様が料金を弊社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、弊社が指定した様式によっていただきます。
- (4) (3)により料金を支払われる場合で、お客様がコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いに伴う費用はお客様の負担といたします。

15. 帳票発行手数料

(1) 弊社は、次の場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2)に定める帳票発行手数料を、お客様に支払っていただきます。

なお、帳票発行手数料は、弊社が各帳票を発行した料金算定期間の料金とあわせて支払っていただきます。

- ① お客様が、書面による請求書の発行を希望され、弊社が認める場合
 - ② お客様が、「14.料金その他の支払方法」(3)に該当し、料金を弊社が発行した振込用により支払われる場合
 - ③ お客様が、「14.料金その他の支払方法」(1)または(2)による支払いが不能となった事等弊社の責めとならない理由により、「14.料金その他の支払方法」(3)に該当し、料金を弊社が発行した振込用紙により支払われる場合
 - ④ お客様が、書面による電気料金支払証明書の発行を希望された場合
- (2) 帳票発行手数料は、下記のとおりといたします。
- ① 請求書及び明細書発行手数料：1料金の算定期間および1契約につき、300 円(消費税別途)
 - ② 払込票及び振込用紙発行手数料：1料金の算定期間および1契約につき、300 円(消費税別途)
 - ③ 電気料金支払証明書発行手数料：1料金の算定期間および1契約につき、400 円(消費税別途)

16. 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、弊社は支払期日の翌日から支払の日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
 - (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。
- なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則としてお客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

17. 違約金

- (1) お客様が次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払を免れた場合には、弊社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
 - ・電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ・契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ・動力を使用する契約種別の場合で、変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用されたとき
 - ・その他供給条件および料金表に反した場合
- (2) (1)の免れた金額は、電気特定小売供給約款、供給条件および料金表にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、弊社が決定した期間といたします。

18. 需給契約の変更

- (1) お客様が電気の需給契約の変更を希望される場合は、「3. 需給契約の申込み」に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
 - (2) (1)の場合、弊社は、需給契約の変更前は、需給契約の変更内容を、変更後は、需給契約の変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに弊社の名称および所在地を、契約締結前交付書面および契約締結後交付書面の交付に代えて、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法等によりお客様にお知らせいたします。
- なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

19. 需給契約の消滅

お客様が電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、弊社に通知していただきます。

当該一般送配電事業者等は、原則として、お客様から通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行います。

なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。

20. 受給開始後の需給契約の消滅または変更に伴う料金および工事費の精算

供給条件にもとづき、弊社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金および工事費をお客様に精算していただきます。但し、当該一般送配電事業者等が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

21. 解約等

- (1) 弊社は、お客様が次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
 - ・お客様が供給条件に定める事項によって電気の供給を停止された場合で弊社または当該一般送配電事業者等の定めた期日までにその理由となつ

た事実を解消されないとき

- ・お客様が料金を支払期日をさらに 20 日経過してもなお支払われない場合
 - ・お客様が他の需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の料金を支払期日をさらに 20 日経過してもなお支払われない場合
 - ・供給条件および料金表によって支払いを要することとなった料金以外の債務(延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他供給条件および料金表から生ずる金銭債務をいいます。)を支払われない場合
- (2) お客様がその他供給条件および料金表に反した場合には、弊社は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。
- (3) (1)および(2)の場合には、あらかじめその旨をお客様にお知らせいたします。
- (4) お客様が、需給契約の消滅による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、弊社及び当該一般送配電事業者等が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

22. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

23. 損賠賠償の免責

- (1) 供給条件に定める事項により、電気委の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが弊社の責めとならない理由によるものであるときには、弊社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- なお、この場合には、弊社は料金の減額等についても行いません。
- (2) 供給条件に定める事項により、電気供給を停止した場合または解約等によって需給契約を解約した場合もしくは受給契約が消滅した場合には、弊社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) その他弊社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、弊社は、お客様の受けた損害について賠償の責めを負いません。

24. 設備の賠償

- (1) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の弊社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
- ① 修理可能の場合 : 修理費
 - ② 亡失または修理不可能の場合 : 帳簿価格と取替工費との合計額
- (2) お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、弊社が当該一般送配電事業者等から賠償の請求を受けた場合は、弊社はその賠償に要する金額をお客様に支払っていただきます。

25. 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) 弊社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、お客様への電気の供給に伴う工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、弊社は、その金額を原則として工事着手前にお客様から申し受けます。
- (2) 当該一般送配電事業者等から、工事完成後、工事費負担金等の精算を受けた場合は、弊社は、工事費負担金等をすみやかに精算するものいたします。
- (3) 託送約款等に定めるところにより、弊社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客様の都合によって受給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、弊社が当該一般送配電事業者等から、託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、弊社は、その金額をお客様から申し受けます。

26. 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 弊社は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- ・不正な電気の使用の防止等に必要な、お客様の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客様の電気の使用用途の確認
- ・その他供給条件および料金表によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務
- (2) 当該一般送配電事業者等は、託送約款等に定めるところにより、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- なお、お客様のお求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

27. 電気の使用にともなうお客様の協力

- お客様の電気の使用が、次の原因等により他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害する恐れがある場合、または当該一般送配電事業者等、弊社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼす恐れがある場合(この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行います。)には、お客様の負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客様の負担で、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。
- (1) 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
 - (2) 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
 - (3) 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
 - (4) 著しい高周波または高調波を発生する場合
 - (5) その他上記に準ずる場合

28. 保安の責任

託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、需給地点に至るまでの供給設備(当該一般送配電事業者等が所有権を有さない設備を除きます。)および計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者等の工作物について、保安の責任を負います。

29. 調査

当該一般送配電事業者等は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

30. 調査に対するお客様の協力

- (1) お客様が電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を弊社、当該一般送配電事業者等または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者等は、調査を行うにあたり、必要があるときには、お客様の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

31. 保安に対するお客様の協力

(1) 託送約款に定めるところにより、次の場合には、お客様からすみやかにその旨を当該一般送配電事業者等に通知していただきます。この場合には、当該一般送配電事業者等は、ただちに適当な処置をいたします。

・お客様が、引込線、計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずる恐れがあると認めた場合

・お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずる恐れがあり、それが当該一般送配電事業者等の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合

(2) お客様が、当該一般送配電事業者等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当該一般送配電事業者等が保安上必要と認めるときは、その期間について、当該一般送配電事業者等は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

(3) お客様が、当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合および物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当該一般送配電事業者等の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を弊社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当該一般送配電事業者等は、お客様にその内容の変更をしていただくことがあります。

32. 個人情報の取扱い

弊社は、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを十分認識し、個人情報の取扱いについて定めた法令等を遵守するとともに、プライバシー権等の権利にも配慮した適切な取扱いを図ります。また、取扱いを必要に応じて見直し、改善に努めてまいります。個人情報に関する管理責任者および共同利用における個人情報の管理責任者が弊社である場合の管理責任者の名称・住所・代表者の氏名は、弊社ホームページの「個人情報保護方針」の「個人情報取扱事業者」の箇所をご参照ください。

個人情報の利用目的	当社は、電気の供給およびこれに付随する業務を適切に実施するため、以下の範囲でお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合があります。 1.一般送配電事業者への提供 電気の供給、託送供給契約、設備工事、供給開始・停止等の手続きに必要な範囲で、お客さまの氏名、住所、供給地点特定番号、契約内容その他必要な情報を、一般送配電事業者に提供します。 2.業務委託先への提供 検針、料金計算、請求・収納、設備点検、コールセンター業務、システム運用等を外部事業者へ委託する場合、当該業務の遂行に必要な範囲で個人情報を提供します。委託先に対しては、適切な管理・監督を行います。 3.法令に基づく提供 法令に基づき提供が必要な場合、関係機関へ情報を提供することがあります。上記以外の目的で第三者に提供することはありません。 また、提供にあたっては、個人情報保護法その他関連法令を遵守し、適切な安全管理措置を講じます。
-----------	--

33. その他

(1) この契約種別を適用した後1年に満たないお客様については、原則として他の契約種別に変更する事はできません。

(2) この契約締結後の内容については、初回料金の請求までに、弊社が指定する方法で通知いたします。

(3) 災害救助法が適用された場合等の特別措置は、2026年4月1日以降に弊社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から1年以内に、弊社の供給区域内の地域が災害救助法第2条第3項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域(以下「災害救助法適用地域」といいます。)として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項に定める激甚災害として指定され、弊社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客様(原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客様に限ります。)の需要場所に係る需給契約について、お客様からこの特別措置の適用の申出を受けた場合の電気料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。なお、弊社は、お客様からこの特別措置の適用の申出を受けた場合、原則として罹災証明書等を提出していただきます。

①災害により被害を受けたお客様の料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日(支払期日が災害発生日以降となる者に限ります。)および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1か月延長いたします。

②お客様が災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、災害発生日が属する月の6月後の月の末日までの間は、料金の算定期間ごとに次の割引を行い、料金を算定いたします。

イ 割引の対象

割引の対象は、「13.料金」に定める基本料金といたします。

ロ 割引率

ロに定める割引日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 割引日数

割引日数は、料金の算定期間ごとに災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない期間の日数といたします。

③災害により被害を受けたお客様の需要場所において、次のいずれかに該当する場合、供給条件25(工事費負担金等の申受けおよび精算)に関わらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款によるものといたします。

イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客様が新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに需給契約の申込みを行われた場合で、かつ、その申込が災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約容量をこえない場合

ロ 再建等のため、お客様が新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに臨時電灯または臨時電力の需給契約の申込みを行われた場合

ハ 再建等のため、お客様が災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行われた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合

④災害により被害を受けたお客様の需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、「13.料金」に規定する基本料金のうち、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。

(4) 「ご契約に関する重要事項説明」に記載のない事項の取扱いは、弊社が定める供給条件および料金表によります。

供給条件および料金表はホームページで確認することができます。

<https://luminous.e-system-plus.jp>

2026年4月現在

「2. 供給条件および料金表の変更」、「4.需給契約の成立および契約期間」、「18.需給契約の変更」における契約締結前後の供給条件の説明および書面の交付について、電子メールの送信またはインターネットを通じた閲覧に供する方法で行います。

なお、書面の交付を希望する場合は弊社までご連絡ください。

電気供給サービスを提供する小売電気事業者	
事業者名: 株式会社ルミナス電力(小売電気事業者登録番号:A0889) 代表者名: 代表取締役 太田垣 隆一 本社所在地: 〒670-0923 兵庫県姫路市呉服町 27 番地	お問い合わせ先 : 050-2030-6763 (カスタマーセンター) 受付時間 : 10 時~18 時(土日祝・夏季休暇・年末年始休暇除く)